

福岡県公報

平成18年5月1日
第2528号

目 次

告 示 (第901号—第907号)

| | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ○福岡県土地利用基本計画の変更 | (地域政策課) 1 |
| ○保安林予定森林の所在場所等 | (治山課) 1 |
| ○保安林予定森林の所在場所等 | (治山課) 1 |
| ○保安林予定森林の所在場所等 | (治山課) 2 |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 | (治山課) 2 |
| ○土地改良事業の同意 | (農地計画課) 3 |
| ○県営土地改良事業計画の決定 | (農地計画課) 3 |
| 人事委員会 | |
| ○福岡県職員採用（上級・中級・初級・経験者）試験の施行 | (人事委員会事務局任用課) 3 |

告 示

福岡県告示第901号

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成18年3月24日付で変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成18年5月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の農業地域及び森林地域の区域

2 変更の内容

計画図

| 変更する地域名 | 変更する区域 | 関係市町 |
|---------|----------|-----------------------------------|
| 農業地域 | 次の図面のとおり | 飯塚市、福岡市、前原市、志摩町、筑紫野市、福津市、新宮町及び粕屋町 |
| 森林地域 | | 北九州市、みやこ町 |

（「次の図面」は省略し、福岡県企画振興部地域政策課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。）

福岡県告示第902号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年5月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市早良区大字小笠木字今畑1385の30、1385の14（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第903号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年5月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡須恵町大字須恵字城山3の16

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城山3の16（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第904号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年5月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

太宰府市大字太宰府字松川139の28、139の66

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字松川139の28・139の36（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第905号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年5月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年6月25日農林水産省告示第897号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第906号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成18年5月1日

福岡県知事 麻生 渡

| 市町村名 | 事業名 | 同意年月日 |
|------|------------------|------------|
| 嘉麻市 | 農業用ため池整備事業（平迫地区） | 平成18年4月17日 |

福岡県告示第907号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年5月1日

福岡県知事 麻生 渡

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|--------------------------|----------------------------|-------|
| 県営木城地区土地改良（農道整備）事業計画書の写し | | |
| 県営木城地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し | 平成18年5月1日から 平成18年6月1日まで | 川崎町役場 |
| 県営木城地区土地改良（暗渠排水）事業計画書の写し | | |

人事委員会**公告**

福岡県職員採用（上級・中級・初級・経験者）試験を別表のとおり施行する。

平成18年5月1日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

| 合 格 発 表 表 | 発表の方法 | 受付期間 | 申込用紙等 の配布場所 | 試験の申込先 | 試験の特例等 | そ の 他 |
|-----------|--|---------|--|--|---|--|
| 第 1 次 | 福岡県庁舎行政棟北側告知板及び福岡県人事委員会事務局に掲示する。 合格者は書面で通知する。 | 7 月中 旬 | ①持参又は郵送の場合、平成18年5月22日から平成18年6月2日まで なお、郵送による申込みは平成18年6月2日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成18年5月22日から平成18年5月30日まで | ①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 | 上級行政、中級行政事務及び初級一般事務については、点字による試験（試験地は福岡市に限る。）、拡大文字による試験を実施する。 | この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。 |
| 最 終 | | 8 月下旬 | | (6)県内の県の出先機関 | | |
| 第 1 次 | | 10 月中 旬 | | ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、飯塚・直方、田川、久留米） | | |
| 最 終 | | 11 月中 旬 | | ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・土木事務所（福岡、柳川、直方、前原、八女、那珂、大牟田、豊前、宗像） | | |
| 第 1 次 | | 10 月中 旬 | | ⑦各大学、短大等の就職担当窓口 | | |
| 最 終 | | 11 月中 旬 | | ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。 | | |
| 第 1 次 | | 10 月中 旬 | | ※⑦については民間企業等職務経験者採用試験を除く。 | | |
| 最 終 | | 11 月中 旬 | | | | |
| 第 1 次 | | 10 月中 旬 | | | | |
| 最 終 | | 11 月中 旬 | | | | |

士の試験区分については、日本国籍を有しない者であっても現に日本に永住している者は受験することができる。
保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。

会が認めるものをいう。

平成18年度福岡県職員採用試験

| 回数 | 種類 | 試験区分 | 受 驗 資 格 等 | 試験日 | 試験種目 | 試験地 |
|----------|--------|--|--|------------------------------|--|-----------------------------------|
| 第 138 | 上 級 | 行政 学校事務 木 土 建 機 化 農 畜 林 水 獸 醫 養 | ①昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者（ただし、獸医師は昭和50年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者） ②昭和60年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業する見込みの者（ただし、大学を卒業した者又は平成19年3月までに大学を卒業する見込みの者） ③昭和19年3月までに大学を卒業する見込みの者（ただし、獸医師は昭和58年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成19年3月までに大学を卒業する見込みの者） なお、上記のほか、獸医師は獸医師の免許を有する者又は平成19年5月までに免許を取得する見込みの者又は平成19年5月までに免許を有する者、栄養士は管理栄養士の免許を有する者又は平成19年5月までに免許を取得する見込みの者に限る。 | 第1次 6月25日 | 行政は 教養試験 専門試験 アピール 論文試験 上記以外は 教養試験 専門試験 | 福岡市 東京都 |
| 回 | 中 級 | 農 業 | 昭和56年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 | 第2次 7月下旬 | 論文試験 面接試験 適性検査 身体検査 資格調査 | 福岡市 |
| 第 139 | 回 | 行政 行 学校事務 警察事務 栄 養 | 昭和46年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた者で、平成18年6月末現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者 | 第1次 9月3日 | 教養試験 論文試験 身体検査 資格調査 | 福岡市 東京都 |
| 第 140 | 初 回 | 行政 学校事務 警察事務 木 土 林 業 | 昭和56年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 なお、上記のほか、栄養士は栄養士の免許を有する者又は平成19年5月までに免許を取得する見込みの者に限る。 昭和58年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者（ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。） | 第1次 9月24日 第2次 10月下旬 | 教養試験 論文試験 面接試験 適性検査 身体検査 資格調査 | 福岡市 福岡市 久留米市 飯塚市 北九州市 |

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。ただし、中級栄養士

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）及び防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上

(注3) 民間企業等職務経験者採用試験については、現に福岡県職員（臨時の任用職員を除く。）である者は受験することができない。

(注4) 上表中「民間企業等における職務経験」とは、会社員、自営業者として6ヶ月以上継続して就業していた期間その他人事委員

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)